

新型インフルエンザ等対策業務計画

2014年 4月 1日	制 定
2026年 7月23日	一 部 改 正

岐阜県医薬品卸協同組合

1 総則

(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針

① 目的

岐阜県医薬品卸協同組合（以下「卸組合」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第8号に基づく「指定地方公共機関」として、新型インフルエンザ等が発生した時は特措法に定めるところにより新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有することとされており、新型インフルエンザ等対策業務計画（以下「業務計画」という。）の作成が義務付けられている。

この業務計画は、特措法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月改正）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において行うべき業務に関し、必要な事項を定めるものである。

② 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、卸組合の上部団体である日本医薬品卸売業連合会（以下「連合会」という。）、岐阜県及びその他の関係機関並びに卸組合を構成する会員各社（以下「会員各社」という。）等と緊密に連絡調整を行いつつ、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な不可欠な医療用医薬品を安定的かつ継続的に供給し、感染拡大を可能な限り抑制することにより県民の生命及び健康を保護する。

また、会員各社の従業員（以下「従業員」という。）の安全の確保を図りつつ必要な業務を継続するため、職場における感染対策を徹底し、不要不急の業務縮小等により必要な業務に支障がないよう取り組む。

(2) 業務計画の運用

従業員の安全確保を最優先としつつ指定地方公共機関としての役割を果たすため、感染症の発生段階に応じて業務計画を臨機応変に運用する。なお、岐阜県の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針を踏まえ、様々な状況に柔軟に対応する。

2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

① 平時の体制

ア 卸組合事務局は、連合会、岐阜県、会員各社及びその他の関係機関等と連絡体制を構築し、必要に応じて情報共有、連絡調整等に努める。

イ 会員各社は、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、事業継続体制について適宜点検及び確認を行う。

ウ 業務計画を円滑に遂行するため、緊急時における連絡責任者について名簿を作成し、適宜更新を行う。

② 発生時の体制

ア 岐阜県医薬品卸協同組合理事長（以下「理事長」という。）は、連合会の対策本部の設置状況並びに当該感染症の病原性及び感染力等の情報を踏まえ、政府対策本部や県対策本部が設置された場合は卸組合内に新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。また、これに関わらず、必要があると認める場合は対策本部を設置することができる。

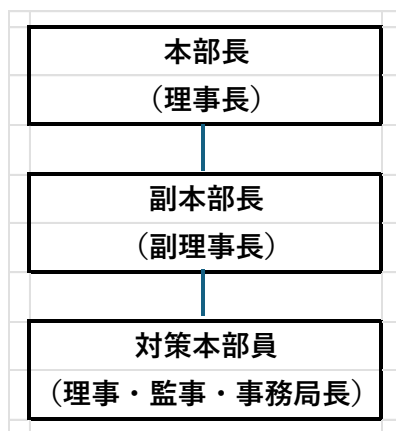
イ 対策本部の本部長は理事長とし、対策本部を総括する。

ウ 対策本部の副本部長は副理事長とし、本部長を補佐するとともに本部長に事故がある時はその職務を代理する。

エ 対策本部の本部員は卸組合理事・監事及び事務局長とし、対策本部で決定された事項を実施するとともにその実施状況を対策本部に報告する。

オ 対策本部の事務局は卸組合事務局内に設置し、対策本部の運営、情報の収集・整理及び関係機関並びに会員各社との連絡調整を行う。

<対策本部の構成>



(2) 情報収集・共有

① 対策本部は、連合会、岐阜県、会員各社、関係機関等から提供される情報を的確に収集し、整理・把握する。

② 対策本部は、卸組合事務局及び会員各社から報告される職員の出勤状況、感染状況、物流・供給状況を把握し、必要な情報を迅速に共有するとともに連絡体制の維持・確保を図る。

(3) 関係機関との連携

① 新型インフルエンザ等対策の円滑な実施のため、次の機関と適切な連携を図る。

- ・指定公共機関（卸組合の上部団体） 日本医薬品卸売業連合会
- ・指定地方公共機関 愛知県医薬品卸協同組合、三重県医薬品卸業協会、静岡県医薬品卸業協会等
- ・行政機関 岐阜県、市町村等
- ・関係団体 岐阜県医師会、岐阜県歯科医師会、岐阜県薬剤師会、岐阜県病院協会、岐阜県看護協会等

3 新型インフルエンザ等対策に関する事項

（１）新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ア 卸組合は、会員各社が岐阜県の要請・指示に基づき、医療用医薬品を安定的に供給できるよう関係機関との連絡調整その他必要な対応を行う。
- イ 卸組合は、会員各社の医療用医薬品等の供給状況、在庫状況、物流状況等を把握し、必要に応じて岐阜県と連携・協議を行い、医療用医薬品の安定供給の確保に努める。
- ウ 新型インフルエンザ等の発生時において、従業員の出勤率の低下等により人員が不足した場合には、優先して実施すべき業務を明確にし、その他の業務を縮小又は休止する。

<新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、新たに発生する業務、継続する業務等の基本的な考え方>

業 務 区 分		基 本 的 な 考 え 方	主 な 業 務（例）
新たに発生する業務		① 感染拡大防止対策	① 新型インフルエンザ等に関する情報収集・情報発信
		② 危機管理体制上必要となる業務	② 会員各社における医療用医薬品の安定供給に関する情報収集及び岐阜県への報告等
通常業務	継続業務	① 休止すると医療用医薬品の安定供給に支障が出る業務	① 会員各社との連携
		② 休止すると法令違反になる恐れのある業務	② 従業員の必要最小限の労務管理
		③ 機能維持のための基盤業務	③ コンピューター等基盤システムの維持
	縮小業務	① 緊急性を要しないが、継続が望ましい業務	① 医療用医薬品流通に係る必要最小限の会議
	休止業務	① 緊急性を要しない業務	① 各種委員会、研修等
		② 多数の人が集まる業務	

- エ 卸組合事務局は、優先して新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施できるよう、通常の業務を縮小・休止して以下の業務区分に基づきこれに取り組む。

＜業務区分の考え方＞

（１）新たに発生する業務

新型インフルエンザ等に関する情報収集・発信、会員各社における医療用医薬品の在庫状況の収集など

（２）継続業務

休止すると医療用医薬品の安定供給に支障が出る業務、会員各社及び関係機関との連携業務など

（３）縮小業務

継続が望ましいが必要最小限に留める業務（医療用医薬品流通に係る必要最小限の会議など）

（４）休止業務

緊急性を要しない業務、多数の人が集まる業務（各種委員会、研修など）

（２）感染対策の検討・実施

① 卸組合は、平時から職員及び会員各社に対し、以下の感染対策を徹底するものとする。

ア 職場及び共用施設等における清掃、消毒、換気、手洗い、咳エチケット等の感染拡大防止策を徹底する。

イ 感染者（疑い例を含む。）が発生した場合の対応手順について、あらかじめ周知徹底する。

ウ マスク、消毒液等の感染予防物品に加え、必要に応じて非常食等を職場に配備し、定期的な点検及び入替えを行う。

② 卸組合は、会員各社における新型インフルエンザ等の発生状況について、プライバシーに配慮しつつ、確認する。

4 教育・訓練・業務計画見直し

（１）教育・訓練

卸組合は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する正しい知識の習得に努め、会員各社への周知を図るとともに、本計画に基づく対応が的確に実施できるよう、教育及び訓練を実施するよう努める。

また、岐阜県等が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

（２）業務計画の見直し

卸組合は、岐阜県等から提供される情報を適宜把握し、必要に応じて業務計画の見直しを行うものとする。